

# シモキタ園藝部 会員規約

## 第1条(名称)

本会の名称を「シモキタ園藝部(以下「本会」という。)」とする。

## 第2条(事務局)

本会の運営事務は一般社団法人シモキタ園藝部(以下「社団」という。)を事務局として行う。

## 第3条(目的)

まちの植物を地域の共有資源(コモンズ)とみなし、丁寧に手を入れ育てながら、植物から得られる恵みを活かした活動を行うとともに、植物のサイクルに寄り添う本会の活動が循環することで、世代を超えてまちと自然を大切にする心を育んでいくことにより次の事項を推進することを目的とする。

### 「コミュニティをつくる」

シモキタ園藝部を通して様々な人が広くつながっていく

### 「園藝文化をつくる」

これまでの園芸の枠を超えた、新しい都市文化としての園藝を下北沢から発信する

### 「まちをつくる」

園藝を通じて生き生きしたみどり溢れるまち、健康的なまち、災害に強いまちづくりを実践する

## 第4条(活動)

- ・下北線路街および周辺地域の緑地管理
- ・下北線路街および周辺地域でのみどりに関するイベントの企画運営
- ・園藝をテーマにした研究活動
- ・その他第3条の目的に沿った園藝やみどりに関する活動

## 第5条(運営)

本会では、月に一度を目処に部員交流の会を開催する。なお、部員交流の会には 入部の有無に関係なく誰でも参加できるものとする。

## 第6条(会計)

本会の会計は、一般社団法人シモキタ園藝部のその他の会計とは区分して報告することとし、年度ごとに会計報告するものとする。

## 第7条(会員)

本会の会員は次の2種とする。

- (1)正会員 本会の目的に賛同して入会の申込みをし当会に登録された個人
- (2)賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助するため入会の申込みをし当会に登録された個人・法人または団体など

2 本会の会員を「園藝部員」と呼称する。

## 第8条(入会)

入会にあたっては、本会員規約に同意し、シモキタ園藝部入部申し込みフォームに必要事項を記入し、別に定める年会費の払い込みをする。会費の納入日をもって入会日とする。

## 第9条(有効期間)

- (1)会員資格の有効期間は1年間とし、入会日より1年後の前日までとする。  
2024年3月31日度会員規則改定以前の入会者については、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- (2)会員資格の有効期間満了日の30日前までに、会員から本会に対し退会の連絡を提出した場合を除き、さらに会員期間を1年間ずつ自動更新するものとし、以後も同様とする。

## 第10条(会費)

入会においては、会員は会員の種別に応じて以下の金額を年会費として、本会が指定する方法により納入する。会費の納入日を入会日とし、1年ごとの同日までに翌年度の会費を本会が指定する方法により納入する。

### (1)正会員

社会人 :3,000円  
学生会員(大学生・大学院生・専門学校生) :500円  
学生会員(高校生以下):無料

### (2)賛助会員

個人 :一口 3,000円以上  
法人 :一口 50,000円以上  
行政 :無料  
地域団体 :無料

2 会員への事前の告知をもって会費を変更することができるものとする。

## 第11条(会員の特典)

### (1)正会員

正会員は、園藝にかかる喜びをコミュニティにおいて享受するほか、次の各号に定める特典を有する。

- (1) 本会主催の事業への優先参加
- (2) 資質向上を図るための講習会、研修会等への優先参加
- (3) 地域における交流事業への参加
- (4) 園藝部名義の事業の企画・運営
- (5) 会員限定交流サイトの閲覧・投稿
- (6) 各種情報及び資料の提供
- (7) 本会WEBサイト上に会員名掲載(希望者)
- (8) 本会ロゴマーク・呼称の使用
- (9) 本会オリジナルグッズの割引
- (10)活動参加により配布されるクーポンの使用

### (2)賛助会員

賛助会員は、園藝にかかる喜びをコミュニティにおいて享受するほか、次の各号に定める特典を有する。

- (1) 本会主催の事業への優先参加
- (2) 資質向上を図るための講習会、研修会等への優先参加
- (3) 地域における交流事業への優先参加
- (4) 各種情報及び資料の提供
- (5) 本会WEBサイト上及び拠点に会員名掲載(希望者)
- (6) 本会ロゴマーク・呼称の使用(範囲制限あり)
- (7) 本会オリジナルグッズの割引

## 第12条(退会)

会員は、その退会日の30日前までに退会の連絡を本会に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が死亡したときは、本会から退会したものとみなす。この場合は、前項の退会連絡は不要とする。

3 年会費未納の場合で連絡の取れない場合、翌年度6月末をもって退会したものとみなす。

4 1項から3項までの場合、既納の入会金、年会費はいかなる理由があってもこれ返還しない。

## 第13条(除名)

会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、社団の理事会の決議を経て除名されることがある。

- (1) 本規約その他の規則・規程に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 本会に許可なく、本会の活動と関わりのない独自の商業活動を会員向けに行った場合
- (4) 本会に許可なく本会と競業する行為を行った場合
- (5) 本会に許可なく本会の所有する商標権を侵害する行為を行った場合
- (6) 本会に許可なく本会の所有する商標と類似の商標出願を行った場合
- (7) 本会に登録の情報に虚偽の内容がある場合
- (8) 本会又は本会の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
- (9) 本会の事業活動を妨害する等により本会の事業活動に悪影響を及ぼした場合
- (10) 他の会員に対して、マルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動（これら 勧誘 とみなされる一切の行為を含む）を行なった場合
- (11) 法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合
- (12) その他の除名すべき正当な事由があるとき

#### 第14条(会員資格の喪失)

前条の場合、会員は、その資格を喪失する。会員がその資格を喪失したときは、既納の入会金、年会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。

#### 第15条(会員名簿及び個人情報の保護)

会員については、本会が管理する会員名簿に登録する。

本会は、会員名簿に登録された個人情報の保護に万全を期すものとする。

#### 第16条(報告)

事務局は、毎年5月から6月の間に、第6条に規定する会計報告と合わせて、活動状況について報告するものとする。

#### 第17条(報酬)

当会の活動に参加した場合の報酬については以下の各号のとおりとする。

(1)活動への参加は原則としてボランティアベースとする。

(2)活動時間、活動状況により本会および社団で使用できるクーポンを支給することができる。支給の基準は別に定める。

#### 第18条(改正)

本規約は会員に予告なく改正することができる。改正した場合は、速やかに会員に告知するものとする。

#### 第19条(設立年月日)

本会の設立年月日は、2020年3月28日とする。

#### 第20条(その他)

本規約に定めのない疑義が生じた場合には、会員の意見を聞き定めることとする。

#### ■ 附則

1. 2020年3月28日施行
2. 2023年3月31日改定
3. 2024年3月31日改定
4. 2025年11月1日改定